



## 警察署と連携して徘徊高齢者の捜索等に同報系防災行政無線を活用します

幸区では認知症高齢者の徘徊等による行方不明が発生した際に、区民の皆様に対し区内23か所に設置されている同報系防災行政無線屋外受信機を活用した情報提供の呼びかけを、6月から幸警察署と連携して試行的に実施してまいりました。この間、防災無線を聞いた方による情報提供により行方不明者の発見につながるなど、事業の効果が認められたため、同警察署と覚書を締結して、10月24日より正式に本事業を開始します。

今後とも警察署や地域と連携して、安全・安心なまちづくりを目指してまいります。

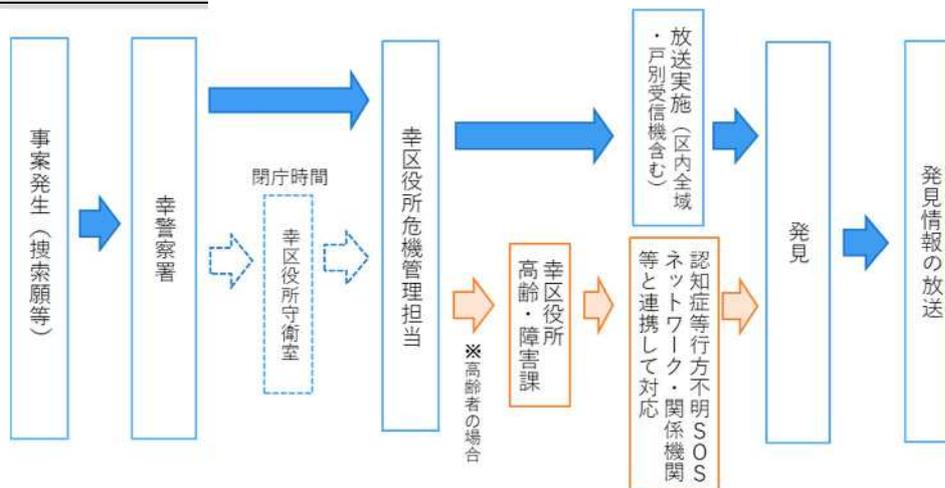
### 1 放送の対象事案

- (1) 高齢者もしくは迷子で、警察に捜索願の届出があり、防災無線の放送について届出人の承諾が得られるもの
- (2) 凶悪事件の被疑者逃走、不審火、振り込め詐欺等、区民に対する注意喚起を呼びかける必要があるもの 等

### 2 放送の内容

- (1) 行方不明に係るもの  
所在不明日時及び場所、年齢及び性別、服装、容姿等の特徴 など
- (2) 事件等に係るもの  
事案の簡易な概要、及び区民に注意喚起を呼びかける事項

### 3 放送の実施手順



※放送時間は、夏場は8時30分から19時まで、冬場は8時30分から17時までとする。

### 4 覚書の締結式

日時：令和6年10月24日（木）14時00分から

場所：幸区役所4階区長室

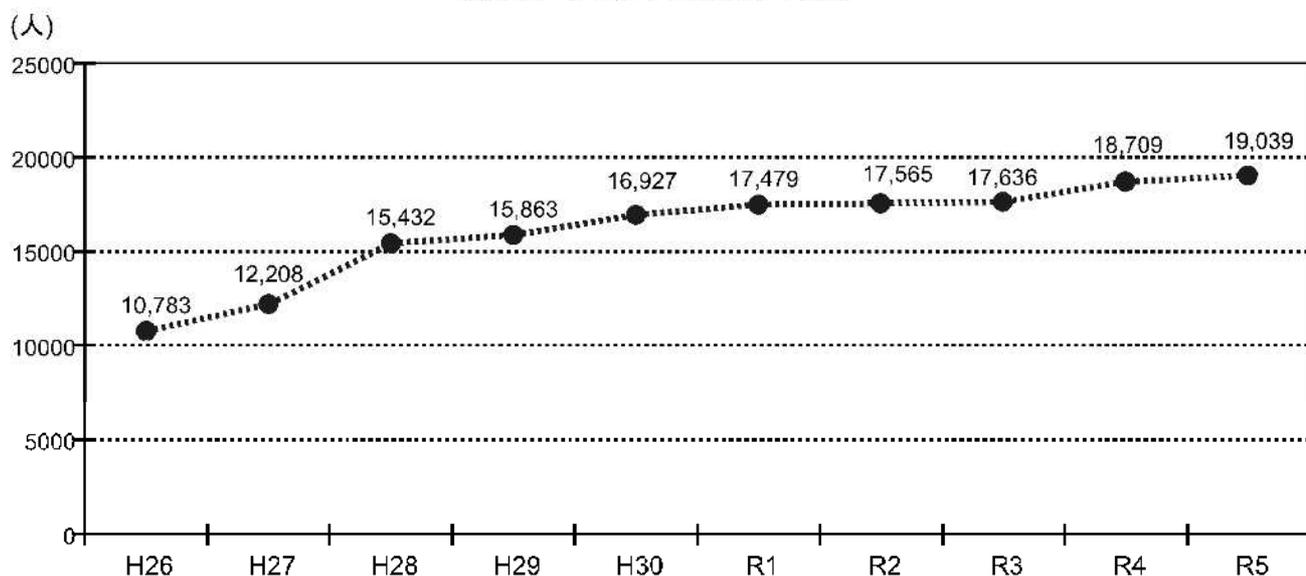
出席者：幸警察署 福田 博之 署長、幸区役所 赤坂 慎一 区長

問合せ先

川崎市 幸区役所危機管理担当 横田

電話044-556-6658

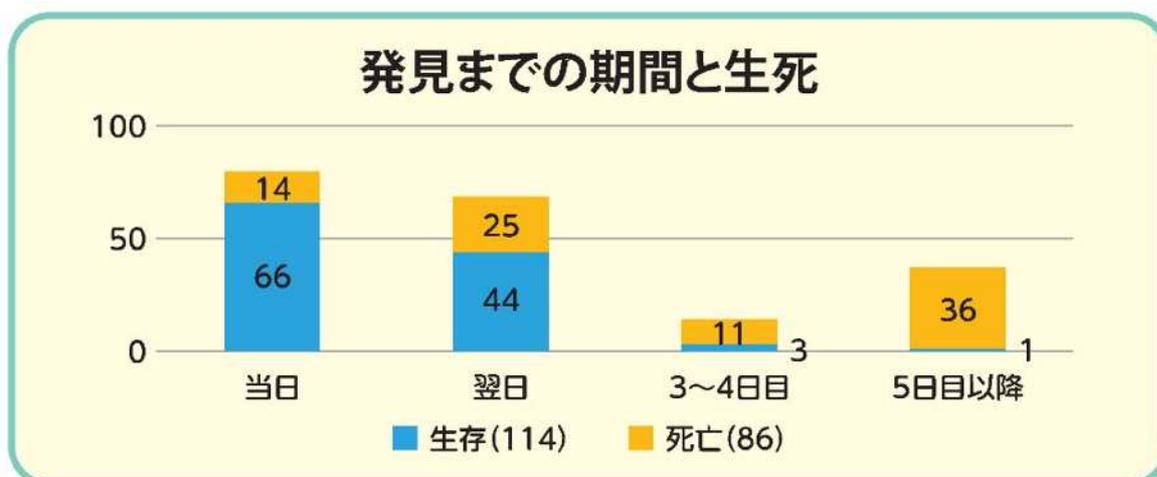
資料1：我が国における認知症に係る行方不明者の状況



【出典】：警察庁生活安全局人身安全・少年課発行「令和5年における行方不明者の状況」

資料2：行方不明による発見までの期間と生死

地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター研究所の研究によると、行方不明になってから翌日までは生存して発見される例が多いですが、3日目以降では生存する可能性は急激に低くなります。



【出典】：地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター研究所発行  
「認知症による行方不明 ～いのちを守るために必要なこと～」

## 川崎市幸区における同報系防災行政無線の活用に関する覚書

川崎市幸区役所（以下「甲」という。）と神奈川県幸警察署（以下「乙」という。）は、次の条項について、覚書を取り交わすものとする。

### （目的）

第1条 本覚書は、川崎市幸区内における、区民の安全・安心の確保を図るため、同報系防災行政無線（以下「防災無線」という。）の放送による広報の実施に係る運用を定め、甲乙協力の下、区民に対し迅速かつ的確な周知を行うことを目的とする。

### （放送対象事案）

第2条 乙は、以下の対象者等を認知し、人命に関わる等の重大な事象に及ぶ恐れがあると認められ、速やかな広報の実施が必要と判断した際は、甲に対して防災無線の放送による区民に対する必要な情報提供を依頼することができる。

（1）所在不明となった高齢者等で、乙に捜索願の届出があり、届出人から放送実施の承諾を得た者

（2）明らかに事件性が認められず、自救能力のない迷子で、乙に捜索願の届出があり、届出人から放送の承諾を得た者

（3）凶悪事件その他の被疑者逃走など重大事件の発生に際し、甲と乙が注意喚起のための広報の必要性を認めたもの

2 第1項に係る事案の放送実施期間は、原則として発生日から起算して3日以内とする。

3 その他、緊急により放送の必要があるものについては、甲乙協議の上、判断するものとする。

### （対象事案に係る情報の提供）

第3条 乙は、前条第1項第1号から第3号に係る対象事案が発生し、甲に防災無線の放送を要請する際は、甲に事案の概要を電話にて連絡するとともに、所在不明高齢者等広報依頼票（様式1）により、ファクシミリで必要な情報を提供するものとする。

2 乙は、前条第1項第1号及び第2号の発見、又は前条第1項第3号の終結等に伴い広報の必要がなくなった場合は、甲にその旨を電話連絡するとともに、所在不明高齢者等広報解除依頼票（様式2）をファクシミリで送付するものとする。

3 甲は、対象事案の解決、もしくは注意喚起に利用する目的の範囲内において、乙からの情報を甲の所管部署内で共有することができる。

4 乙から甲への情報提供は、次の時間に応じて連絡することとする。

#### （1）対象事案の概要の電話連絡

ア 月曜日から金曜日の幸区役所開庁日の午前8時30分から午後5時15分  
幸区役所危機管理担当 電話044-556-6605

イ 同号ア以外の時間（夜間、土曜日、日曜日、国民の祝日及び年末年始等）  
幸区役所守衛室 電話044-556-6637

(2) 様式1及び様式2の送付

幸区役所4階 ファクシミリ番号044-555-3130 (通年24時間)

(放送内容)

第4条 対象事案に係る放送内容は、概ね次のとおりとする。

(1) 第2条第1項第1号及び第2号に係るもの

- ア 所在不明日時及び場所
- イ 年齢及び性別
- ウ 住所の一部
- エ 服装、容姿等の特徴
- オ その他必要事項

(2) 第2条第1項第3号に係るもの

- ア 事案の簡易な概要
- イ 事案ごとに必要な範囲で、区民に周知すべき注意喚起に係るもの

(放送時間)

第5条 本覚書による放送は、原則として次の時間内に対応できる案件とする。

- (1) 4月から9月 午前8時30分から午後7時00分
- (2) 10月から3月 午前8時30分から午後5時00分

(放送の範囲)

第6条 防災無線を放送する範囲は、原則として川崎市幸区内とする。

(広報解除の放送)

第7条 甲は乙から第3条第2項の連絡を受けた際は、必要に応じて対象事案の広報解除を放送する。

(放送の不実施)

第8条 甲は、現に災害が差し迫っている時など、対象事案に係る防災無線を放送することがふさわしくない特段の事情がある場合は、乙からの放送要請に応じないことができる。

(有効期間)

第9条 本覚書の有効期間は、締結日から令和7年3月31日までとする。ただし、甲乙双方から期間満了1か月前までに何ら申し出がない場合は、有効期間を1年間更新するものとし、以後も同様とする。

(その他)

第10条 本覚書に定めのない事項又は条項の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

本覚書の取り交わしを証するため、本覚書を2通作成し、甲乙両者が記名押印の上、各1通を保有する。

令和6年 月 日

甲 川崎市幸区役所  
区長 赤坂 慎一 印

乙 神奈川県幸警察署  
署長 福田 博之 印

様式 1

所在不明高齢者等広報依頼票

【所在不明高齢者等の情報】

所在不明日時	月	日	時	分頃	公開 ・ 非公開
所在不明場所					公開 ・ 非公開 (字・丁目まで)
ふりがな					公開 ・ 非公開
氏名					公開 ・ 非公開
年齢	歳 ・ 代くらい				公開 ・ 非公開
性別					公開 ・ 非公開
住所	(字・丁目まで)				
身長	cm 位		体格		
頭髪					
服装					
認知症の有無	有り ・ 無し		障害の有無	有り ・ 無し	
その他特記事項					

【凶悪事件等の情報】

事件発生日時	月	日	時	分頃
事案の概要				
その他 (注意すべき点など)				

様式2

所在不明高齢者等広報解除依頼票

【所在不明高齢者等の情報】

ふりがな	
氏名	
防災無線放送日時	月 日 時 分
発見日時	月 日 時 分
発見場所	
発見状況の詳細	
安否	
その他特記事項	

【凶悪事件等の情報】

事件の概要	
防災無線放送日時	月 日 時 分
事件の状況	逮捕（有り ・ 無し） その他：
その他特記事項	